

本日の大阪代協BCPセミナーの流れ

第一部：BCP基礎編

- ・ 中小企業のBCP策定の現状
- ・ 保険代理店の現状と期待される役割（特に中小企業庁）
- ・ 日本代協版スタンダードBCPの構成
- ・ 事業継続力強化計画認定申請制度の概要
- ・ 国土交通省が活用推奨するハザードマップ

（休憩10分）

第二部：BCP策定のミニワーク

- ・ BCPシートの4項目に沿ったガイドの活用の仕方
- ・ 損保協会の地震10秒診断コンテンツの活用（ライフライン復旧）
- ・ 代理店経営サポートデスクの新支援（認定申請書の事前チェック）

セミナー本編の前にアイスブレイク：「地震10秒診断」をスマホでトライ！



当協会の個人情報に関する取扱いについて

地震保険

Powered by
防災科研

Copyright © The General Insurance Association of Japan. All rights reserved.
一般社団法人 日本損害保険協会・一般社団法人 外国損害保険協会



<https://www.jishin-hoken.jp/10sec-sim/>



● デジタルコンテンツ「地震10秒診断」

「地震10秒診断」は、アクセスする**利用者の現在位置**において、**今後30年以内に震度5弱～震度7までの5段階の揺れに見舞われる確率**を表示。その規模の地震が起きた場合に想定される、**停電日数、ガス停止日数、断水日数、家屋の全壊確率（木造及び鉄骨コンクリー造）、出火確率の5種類のシミュレーション結果を提供します。**

利用者が「**現在地で診断**」ボタンをワンタップするだけで、簡単に結果を見ることができ、**ライフラインの復旧予測は「早い」・「平均」・「遅い」の3段階、家屋の全壊確率は「木造」か「鉄筋コンクリート造」を切り替えて結果を表示できます。**

一般社団法人
大阪損害保険代理業協会

代理店B C P策定ガイダンスセミナー

2021年5月20日 オンライン

基礎編

一般社団法人

日本損害保険代理業協会

INDEPENDENT INSURANCE AGENTS OF JAPAN, INC



Chapter 1

保険代理店におけるBCPの基礎

日本の中小企業における B C P 対策の実態

～ 中小企業が緊急事態を生き抜くために～

(平成 24 年度版中小企業庁経営レポートのメッセージ)

□ 大地震、集中豪雨、洪水などの災害や新型インフルエンザなどの
不測の事態に見舞われた時、あなたの会社は、生き残ることができますか
事業継続・成長による地域の活力維持

□ 従業員を守れますか？
雇用の確保による生活の維持

□ お客様の信頼を維持できますか？
すべての企業に課せられた「使命」の維持

経営者であるあなたは、こうした緊急事態に遭っても、何とかして自社の製品・
サービスを提供して会社を存続させたいと考えるはずです。
しかし、いざ緊急事態という時に、あなたが普段と同じように判断し、的確な行動が
取れるでしょうか？

ポイント：中小企業の B C P 策定率は 16.9% (2019年版中小企業白書より)

全事業共通コンセプト：事業継続計画 (B C P) を作って信頼を高めよう！

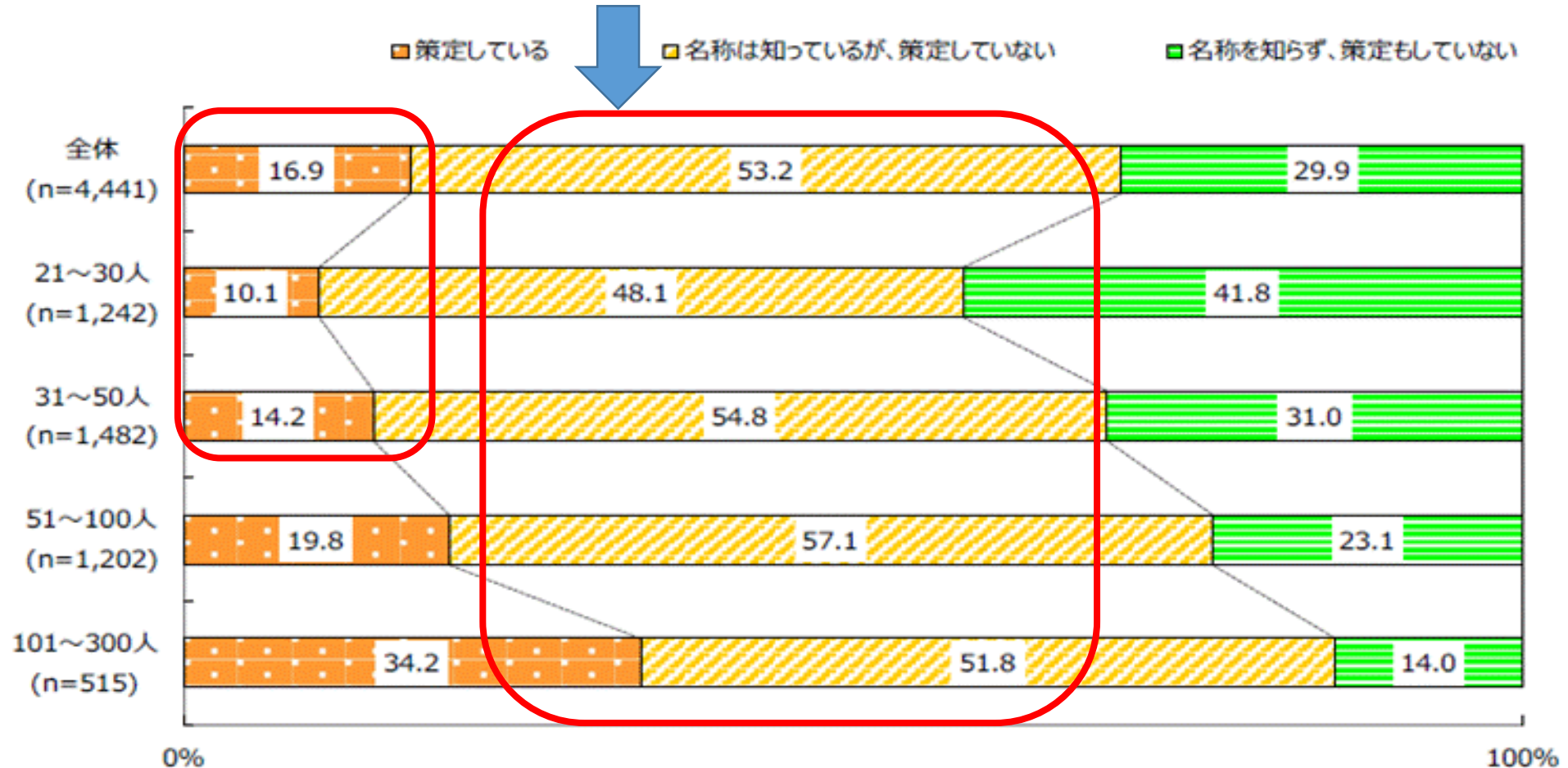


一般企業のBCPの策定状況、では保険代理店の策定率は？

確認➡専門代理店のBCP策定率は？ □ 10～20% □ 20～40% □ 40%以上

第3-2-44図 従業員規模別に見た、BCPの策定状況 (参考) 代協会員向け中企庁アンケート
53%が策定済み(回答数1783社)

保険代理店の役割期待ゾーン



中小企業庁の保険業界への（今までにない）期待

日本では今後とも自然災害が頻発することは間違いない！



ますます保険（火災保険・水害補償・休業補償・地震保険）の役割が大きくなる！



この**期待**に保険会社・**保険代理店が応えていただけるか**に関心を寄せている！

（2020年11月14日国際保険流通会議ゲストの中小企業庁メッセージより）

中小企業を取り巻くステークホルダーの中でも、**最も重要な役割を担っている**保険代理店の皆様は・・・

（中小企業庁の「日本代協会員向け任意アンケート」依頼文面より）

何故、専業代理店にBCPが必要か？

「“いざ”という時こそ頼りになる存在であること」が必要！
= お客さま目線で考える！

顧客の要求に応えるには、早期復旧と事業継続が必要で、BCPの重要性は一般企業以上に高いと言えます。

自社の経営資源が“ヒト”に集中している 速やかな安否確認の重要性

従業員の安全確保と雇用維持、ヒトと並び重要な“情報”の保全がBCP運用の柱になります。

平時の日常業務との関連性、重要性が高い

“保険人”としての使命感を持って、お客様のリスク回避・軽減策を講じていく必要があります。

BCPがある企業(代理店)

- ・ 事業早期復旧
- ・ 業務最低稼働維持

信用アップ・経営安定

VS

BCPがない企業(代理店)

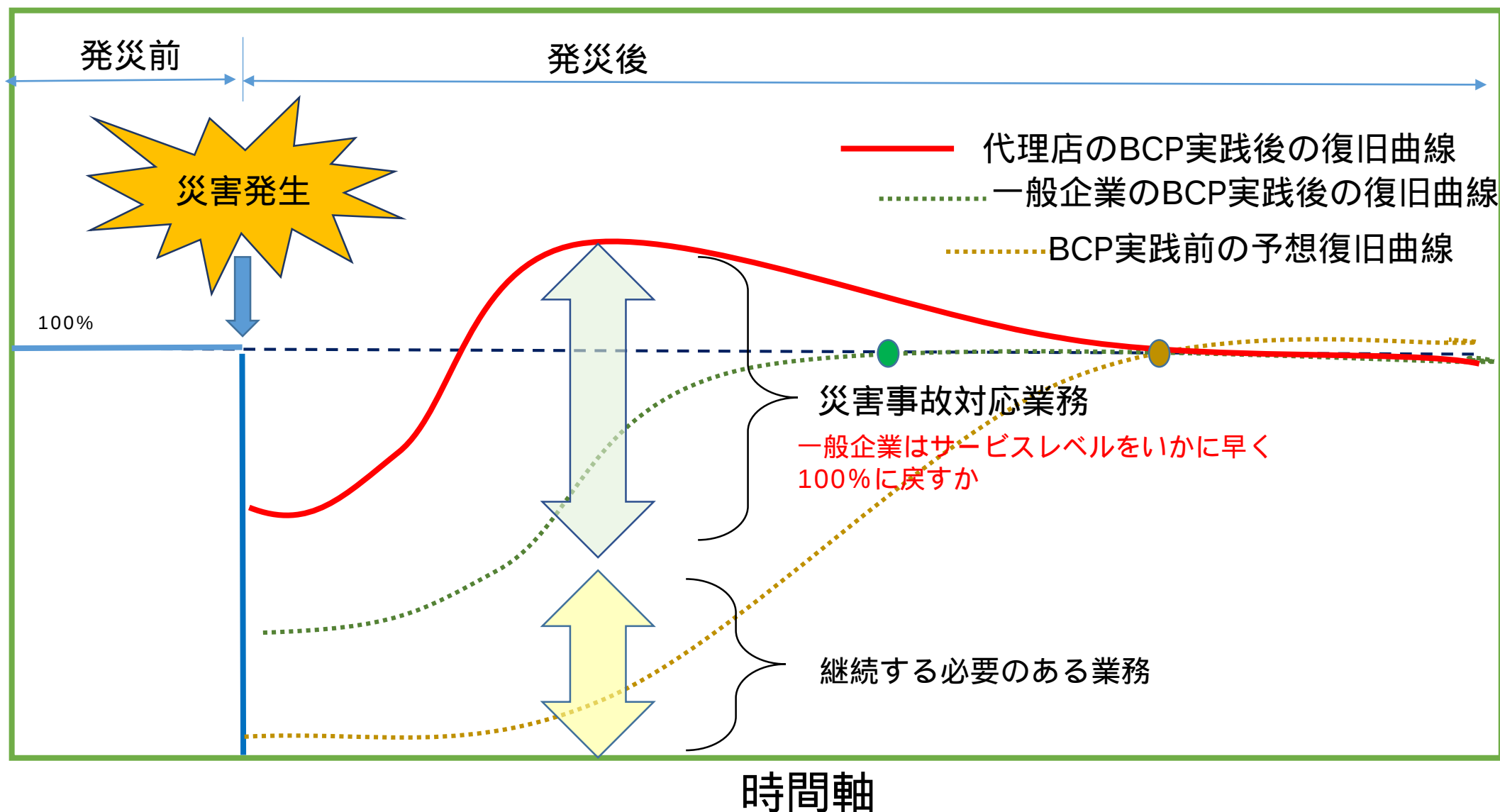
- ・ 復旧の遅延
- ・ 業務稼働不能

顧客の流出・経営悪化

損害保険代理店における復旧曲線(一般中小企業との相違)

ポイント！「発災後には地域医療機関と同様に、直ちに高いサービスレベルが求められる」

サービスレベル



代理店 B C P の策定目的 = 保険代理店の社会的使命を守る 「代理店成長戦略」

< BCPなくして成長なし >

顧客本位目線

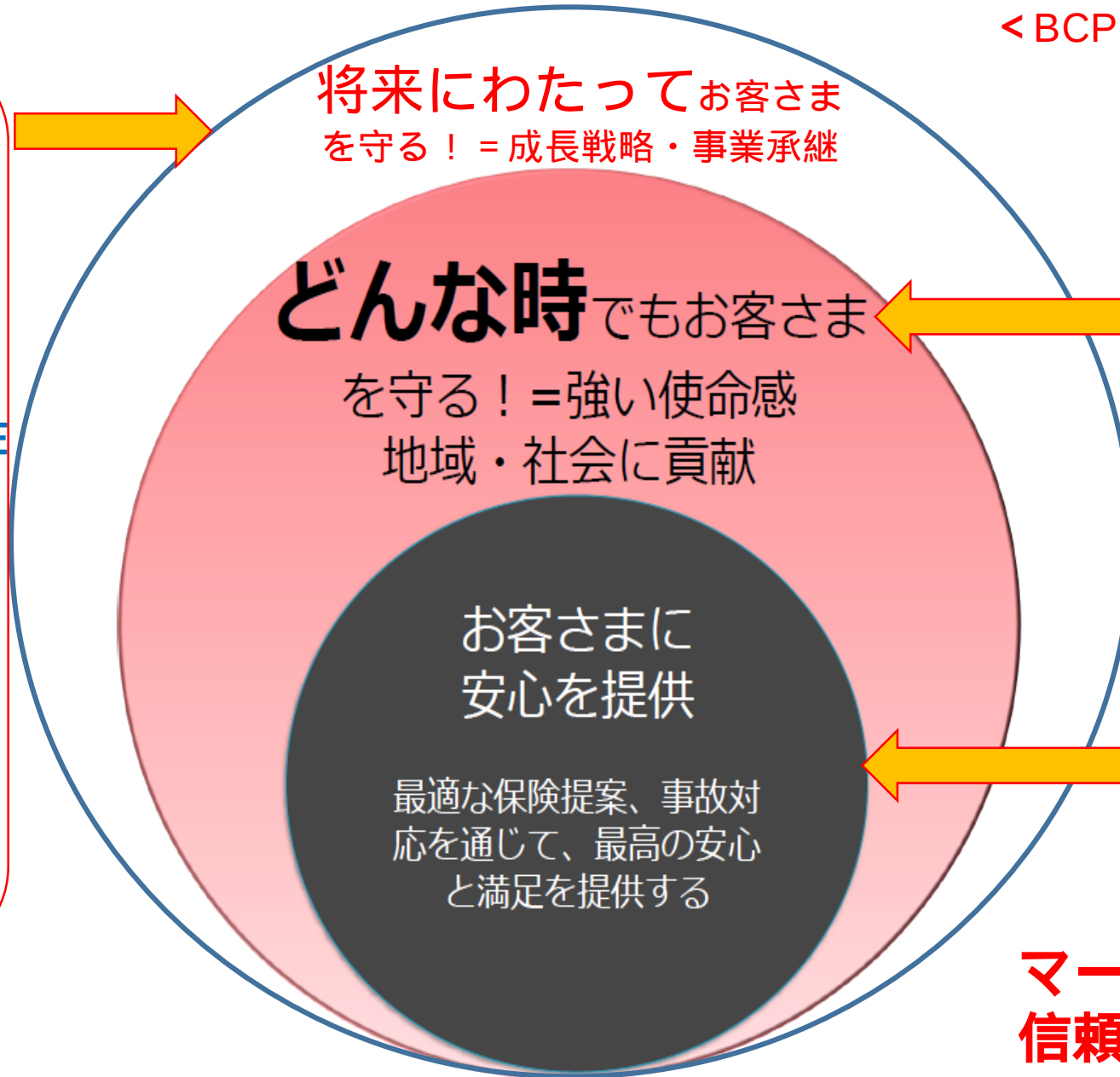
常に顧客に向き合い
顧客に寄り添う姿勢

保険契約者と保険会社を
「繋ぐ」(Connect) 存在

お客さまにできること、
必要なことは何なのか

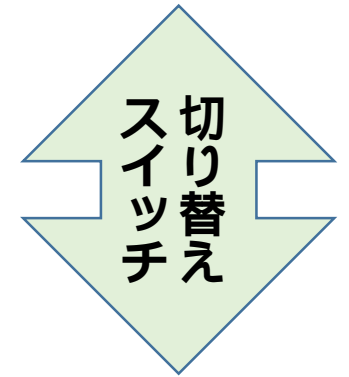


より質の高いサービスを
提供できるように体制を
整備すること



BCP目線

緊急時の意識と行動



平常時の意識と行動

マーケットの広がり
信頼の輪の広がり

専業代理店におけるBCPの重要性

- 保険代理店という仕事は、損害保険の幅広い普及を通じてお客さまを危険や災害から守り、経済生活の安定を図るという重要な社会的役割を担っています。そのため災害時にこそ平時と変わらない品質、あるいはそれ以上の品質で、お客さまにサービスを提供することが求められます。

確認：自社の経営理念は何ですか？

□ 地域社会に貢献する □ お客さまの安心・安全に寄与する □ 地域と共に成長 など
「 自社の経営理念と照らしてみる / 見直してみる 社員勉強会資料あり 」

- 災害時には、保険代理店の従業員自身も被災者のひとりになっている可能性が高くなり、災害時にも平時と変わらない品質を維持するには、事前の対策と計画が必要です。
その事前の対策と計画こそが、代理店BCPの策定です。
有事の際にいち早く事業を復旧し、お客さまや地域社会に安心と満足をお届けする保険代理店として求められる役割を果たすことが重要です。

確認：BCPを策定している企業（代理店）と、していない代理店の差は何でしょうか？

□ リスク意識の差 □ 自社に即したものが無い □ 時間と人と費用がない
「 ハザードマップベースの事業継続力強化計画認定申請制度の背景 」

30分で復習するBCPミニ勉強会資料

BCPはいざというに機能しなければ意味がありません！
BCP策定後は振り返りの「学び」しましょう！



BCPとは何か？⇒「緊急事態」に素早く対応する！

BCPの定義 企業が「緊急事態に遭遇した場合、損害を最小限に食い止めつつ、中核となる事業を継続もしくは早期に復旧させるため、緊急時における事業継続のための方法などを取り決めておく計画。(事業継続計画) ※事業継続力強化計画認定申請とは違う

BCPの役割 緊急事態の発生後に一定以上のレベルで事業を継続させて、許容時間内に事業を事業復旧を目指すこと。

緊急事態 地震や台風といった自然災害。新型インフルエンザ、新型コロナによるパンデミックなど。停電・原子力事故・テロといった外的リスク、食中毒や個人情報の流出など内的リスクも対象

※セブンイレブンのBCP改定内容参照

BCPと防災の違い

	BCP	防災
目的	早期復旧：非常時に事業を継続させる計画	被害の回避：人命・自社の財産を守る準備
適用対象	業務を停止させる全要因	自然災害・伝染病による被害
策定効果	事後対策として機能する	事前対策として機能する

セブンイレブン・ジャパン3月1日、大規模災害発生時の初動段階における方針や体制、手順の基本を定めた事業継続計画

(BCP: Business Continuity Plan、以下: BCP)を大幅に改定した。

近年増加する豪雨災害による被害の激甚化、新型コロナウイルス等の感染症の拡大など、不測の事態の発生に備え、今回新たに、大規模風水害、首都直下型地震、南海トラフ地震、新型インフルエンザなどの感染症に対するBCPを追加策定した。

災害対応の基本理念として「人命最優先で行動し、安全を確保」「店舗の早期再開による利便性の提供」、「地域社会への貢献」の3項目を掲げた。自治体からの避難指示や警報などにより、営業継続が危険と判断される場合の営業継続可否の判断は加盟店オーナーが行い、本部は人命最優先・安全確保の観点から上記判断を尊重する旨を改めて明記している。

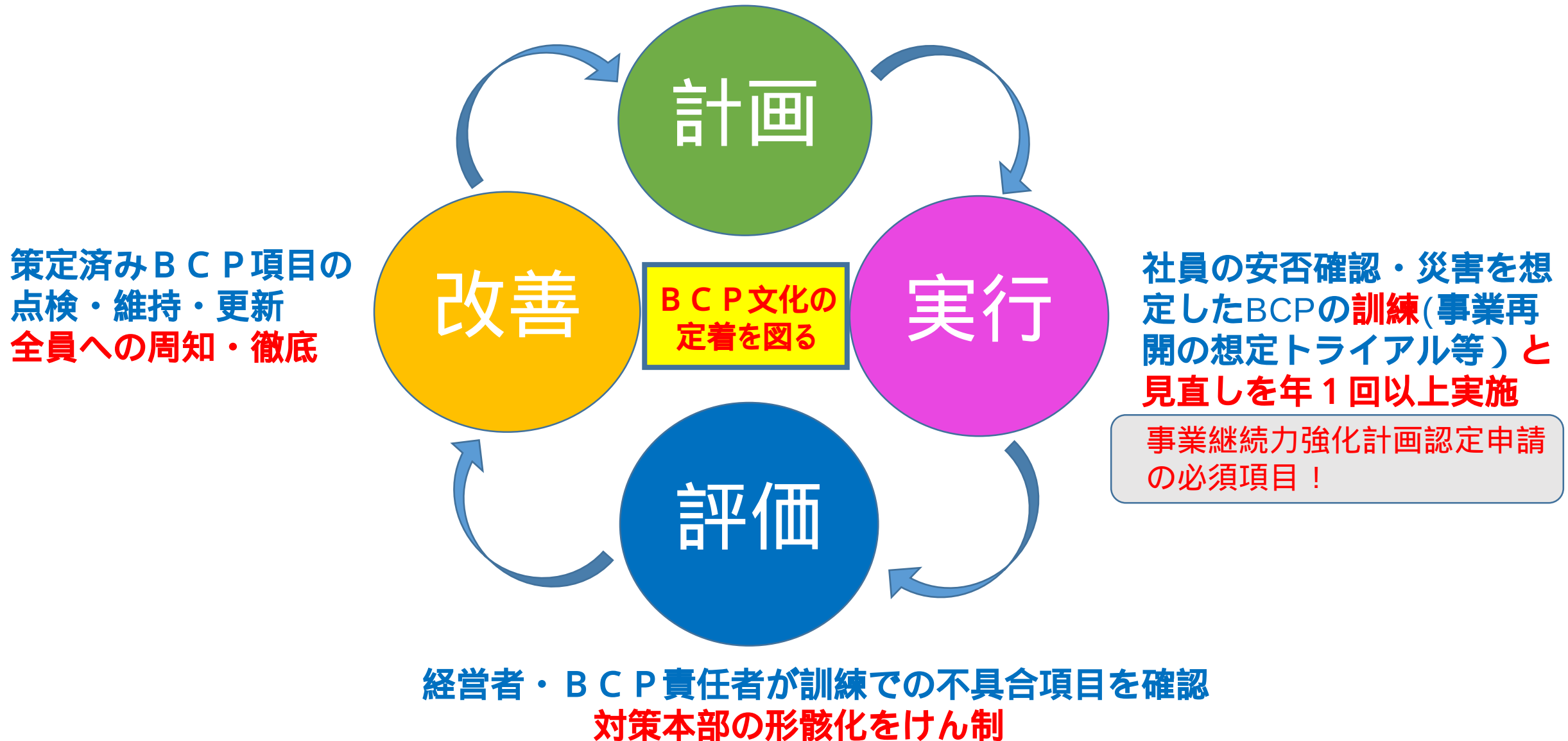
引用：トヨクモ「みんなのBCP」
流通ニュース

我が社の経営理念でBCPの考えに紐づくワードは？

※下の枠内に経営理念を書き写してみましよう！

BCP策定はゴールではありません！PDCAで見直しが重要です

BCPガイドを活用しA 3シート作成



Chapter 2

BCP策定簡単ガイドの活用概要

BCPシートの全体イメージの解説

事業継続計画（BCP）シート

代理店名	株式会社 ●●保険サービス	策定日
		2020/〇/〇

*1	① 避難場所	①●●市指定の緊急避難場所（〇〇小学校運動場） ②■●公民館（X X X 町X丁目）
	② 避難ルール	BCP策定簡易ガイドP〇〇に従ってルールを決定し記載
	③ 避難基準	BCP策定簡易ガイドP〇〇に従ってルールを決定し記載

★保険代理店の使命

① 全てのお客さまに地震リスクをカバーする保険を必ずご案内する

② 災害発生時に被災契約者対応を第一に考え行動する

I 基本項目

1. BCPの発動（想定災害）	
① 脅威	地震（津波）
② 災害規模	震度6以上

2. 基本方針（BCP発動時の心構え）

① <安全>	人命（従業員・お客さま）の安全を守る
② <信頼>	自社の経営を維持し、お客さまからの信頼を守る
③ <雇用>	従業員の雇用を守る
④ <地域>	地域経済の活力を守る

3. BCP発動時の役割体制

項目	責任者	代行
① 初動対応（安否確認、被害確認）		
② お客さま対応（災害対応）		
③ インフラ復旧、代替手段の確保		
④ お客さま対応（通常業務）		

4. 重要業務の対応

業務分類	具体的業務	重要度	目標復旧期間
① 問い合わせ対応	相談・問い合わせ対応 事故受付・事故報告 異動・解約の受付	大	翌日
② 損害サービス	現場調査・立会 保険金請求手続き支援 災害お見舞い・お客様の被害状況の把握 保険金請求助奨	中	1週間
③ 契約保全	異動・解約手続き 更新対応 満期保険金の支払い手続き 契約者貸付の受付	小	1ヵ月

II 平時の備え

項目	目的	時期	担当者
----	----	----	-----

1. ヒト

① お客さまを守る行動	防災・減災の啓発、補償の提案	通年	
② 就業不能社員のお客さまフォロー	対応履歴入力・標準業務フロー	通年	
③ BCP研修	役職員の覚悟・心構え	年1回	
④ 防災訓練	災害発生時の対応理解・確認	年1回	
⑤ 安否確認訓練	手段の周知・確認・徹底	年1回	
⑥ 災害時の基礎知識の理解	地震保険、共済、各種復興支援	年1回	
⑦ BCPの見直し	役割の変更、初動ルールの変更	年1回	

2. モノ

① 代替施設の検討	事務所の全損リスクがある場合		
② 機械什器の転倒・落下防止	地震発生直後の社員の安全確保		
③ 通信手段の確保	テレワーク環境の整備		
④ ノート型PC、携帯端末の保護	夜間、休日の災害発生対策		
⑤ 非常用電源装置の設置	電源確保		
⑥ 代替移動手段の検討	原付、自転車等		

3. カネ

① キャッシュフローの試算	収入減と支出増による不足額		
---------------	---------------	--	--

4. 情報

① 重要データのクラウド保管	事務所全損リスクがある場合		
----------------	---------------	--	--

1. 発生直後

事務所内	
① 安全確保	声かけ、天井ガラスの落下注意、ロッカー・什器の転倒注意
② ケガ人の確認	大声で呼びかけ
③ 救出・救護	下敷きになった人を救出、110番、119番等へ救助要請
④ 消火	消火器で初期消火、火が拡大した時は退避
⑤ お客さま対応	来店中のお客さまを安全な場所へ誘導
⑥ 情報収集	余震、津波情報等の収集
⑦ 重要書類・備品保護	お客さまから預かった書類、会社の備品等を保護
⑧ 避難*1	避難経路に従い安全な場所へ避難、点呼して人数確認
⑨ 安否報告*2	外出者や休暇中の従業員の安否確認

外出中	
① 安全確保	事務所に戻らず、最寄りの安全な場所へ退避
② お客さま対応	お客さまの安全の確保、避難誘導
③ 安否報告*2	会社（責任者）へ安否状況を報告

夜間・休日	
① 安全確保	屋内では家財等の転倒に注意、初期消火
② 家族対応	家族の安全の確保、避難誘導
③ 安否報告*2	会社（責任者）へ安否状況を報告、災害用伝言ダイヤル(171)

*2 安否報告	
① 報告基準	地震 震度6以上（水災 避難レベル4以上）
② 報告手段	BCP策定簡易ガイドP〇〇に従ってルールを決定し記載
③ 報告内容	BCP策定簡易ガイドP〇〇に従ってルールを決定し記載

従業員の安全確保・二次災害		担当者
① 帰宅困難者	安全が確認されるまで会社待機	
② 出社困難者	出社困難者は自宅待機がテレワーク	
③ 二次災害対策	周辺地域の留意すべき箇所 Ⅰ Ⅱ Ⅲ	

2. 初動対応（災害発生から48時間以内）

緊急時体制の確立		担当者
① BCP体制への移行	BCPの発動を宣言、各自の役割を確認	
② 労働環境の確保	安全に就業できるスペースを確保	

被害状況確認		担当者
① 施設・設備確認	建物、電気設備、EV、給排水設備等	
② 備商品の確認	※「事前準備」の欄参照	
③ IT確認	通信環境、PC等の起動	
④ 社会インフラ確認	電力、ガス、水道、交通機関の運行状況	
⑤ 保険会社の状況確認	施設、社員、通信状況、移動手段	
⑥ 重要情報等の確認	顧客情報、申込書等	
⑦ 重要顧客確認	安否状況、被災状況	

地域貢献活動		担当者
① 場所の提供	避難場所の提供、帰宅困難者の受入	
② 物資の提供	飲料水、食糧、電話、車両等の提供	
③ 労務の提供	救助活動、災害廃棄物撤去、炊き出し	

III 対応手順

3. 業務再開に向けて

重要業務に係るインフラの復旧、代替手段確保			
経営資源項目		検討の観点	担当者
①	ヒト	就業不能社員	フォロー役割分担方法検討
②	モノ	事務所、設備・什器	代替施設の検討、破損設備修理手配
		通信手段の確保	モバイル通信の活用
		ノート型PC、携帯端末の手配	滅失、破損の場合
		電気、ガス、水、ガソリン	非常用電源装置使用、備商品の配布
		代替移動手段の検討	リース、レンタカー、原付等の検討
③	カネ	キャッシュフローの確保	各種災害融資の検討
④	情報	有責契約データの復元	必要に応じて保険会社に提供依頼

復旧状況の最終確認		
確認業務	復旧の目安	確認者
① 問い合わせ対応	同時、多数の受電に対応できるか？ 災害の有責契約一覧表の準備 受電要員体制の整備	
② 損害サービス	鑑定、保険金請求手順を理解しているか？ 保険会社と顧客対応の役割分担の打合せは？ 訪問する為の手段は確保できているか？	
③ 契約保全	保険会社の災害特例を確認・理解しているか？	

4. 重要業務の再開

問い合わせ対応	<再開日> 災害発生から（ 翌日 ） 以内	担当者
① お見舞い・業務再開のお知らせ	（店頭、HP、避難所掲示板に告示）	

損害サービス	<再開日> 災害発生から（ 1週間 ） 以内	担当者
① 鑑定訪問スケジュール検討（地域毎の効率性を意識した顧客対応の優先順位）		
② 事故受付済み契約者の訪問開始		
③ 保険金請求助奨契約のリストアップ		
④ 請求助奨		

契約保全	<再開日> 災害発生から（ 1ヵ月 ） 以内	担当者
① 災害特例を活用した異動・解約手続き・計上		
② 災害特例を活用した満期対応		

IV その他 参考資料

1. 周辺知識（参考）

① 資金手当（日本政策投資銀行、小規模企業共済等）	
② 国、地方行政の復興支援策（補助金）	
③ 代協、損保協会の災害対策、支援策	
④ 臨時労働の労基署届出・許可（36協定の特別条項）	

2. 備品リスト

	担当者
① 飲料水（従業員数×2L×3日）	
② 非常食（従業員数×3食×3日）、生活用品	
③ ヘルメット（従業員数分）	
④ 懐中電灯（2本以上、予備電池・充電器を含む）、AMラジオ（乾電池仕様）	
⑤ 非常用電源装置	
⑥ 消火器	
⑦ 予備燃料（ガソリン、灯油、カセットボンベ）	
⑧ 救急医薬品、衛生用品、衣類、毛布	

オプション：事業継続力強化計画認定申請制度マニュアル

全員

代協会員向け 事業継続力強化計画認定制度 申請支援マニュアル



まずは防災意識の
自己チェックから
始めよう！



2020年4月

一般社団法人

日本損害保険代理業協会

INDEPENDENT INSURANCE AGENTS OF JAPAN, INC



4. BCP取組診断・認定申請対応チェックシート(30問)

各自

まず、自社の現在の事業継続能力を診断してみましょう。以下の質問について該当する項目にチェックをつけてください。※チェックシートは店主と社員が各々行うと意識差を見ることができます。

確認事項	
A：社員対策	人 1-① 従業員全員の自宅や携帯電話等の緊急連絡先リストを用意していますか？
	人 1-② 従業員や家族の安否確認が報告・共有されるルールができていますか？(メール・LINE・メッジャー・安否確認システムなど)
	人 1-③ 災害発生時に連絡する方法や場所、出社に関する判断基準(要員・ルート)を定めていますか？
	人 1-④ 災害発生初動時の社員用として必要な飲料水や非常食以外の生活用品(携帯ラジオ、毛布など)を用意し、定期的なメンテナンスをしていますか？
	人 1-⑤ 災害時に「契約更新の特別対応」について、社員に対する教育と確認で周知徹底していますか？
B：顧客対応	保 2-① 防災や停電時、事務所内に設置のPCが使用できない場合の顧客対応(郵便・手配)代替手段はありますか？
	保 2-② 自社PCが使用できない場合の顧客会社との連絡やバックアップはありますか？
	保 2-③ 社外業者が使用できない場合、代替手段(自前車など)はありますか？
	保 2-④ 契約の適用状況、現金による現金金品の預け入れの取扱い等とキャッシュレス化はできていますか？
	保 2-⑤ 防災対策と早期エンゲージ(事前受付代行・相談)をとるためのホームページの充実や連絡手段はありますか？
C：事務所運営対応	保 3-① 事務所内避難場所や風水害に備える備品を確保していますか？
	保 3-② バイオハザード事務所周辺の地震・水害・凍害・土砂崩れなどのリスクを把握していますか？
	保 3-③ 事務所内に備・中継機・スマートフォンなど、必要に応じて活用していますか？
	保 3-④ 事務所内が使用できない場合の代替事務所を確保し、一定期間(1週間以上)借り受けることができますか？
	保 3-⑤ 3ヶ月程度の事業継続計画に該当する仮泊先(仮施設)を確保していますか？または災害発生時に仮泊先を確保していますか？
D：復興支援対応とデータ管理対応	保 4-① 代理店事業活動に利用している重要な情報(顧客データや情報など)はバックアップしていますか？
	保 4-② 上記14-①のバックアップは、防火金庫や他の場所(電子データクラウド等)に保管していますか？※個人情報・個人情報に該当するものは、自社管理規定に準拠する。
	保 4-③ 代理店事業に利用しているパソコン・プリンター等が使用不能となった際に、代替機材を迅速に調達し、かつ修理はありますか？
	保 4-④ 災害発生時に「ライフライン停止時の対応」を準備していますか？(自動車・バイク・自転車・自転車など)
	保 4-⑤ 災害発生時に連絡する行先(顧客・商工会議所など)公共機関等の連絡先リストを作成していますか？
E：その他社内体制関係事項との連携	保 5-① 災害発生時(非常時)に「契約更新の特別対応」について、社員に対する教育と確認で周知徹底していますか？
	保 5-② 自社及び関係の顧客会社に対する認識と被害情報について保険会社・関係機関と連携し、必要事項と共有できる体制ができていますか？
	保 5-③ 災害発生時に「契約更新の特別対応」について、社員に対する教育と確認で周知徹底していますか？
	保 5-④ 災害発生時に事務所や事務所が使用できない場合、仮設施設や工事現場の仮設事務所、仮設事務所、必要事項の対応が可能な場所を確保していますか？(仮設事務所・仮設事務所・仮設事務所など)
	保 5-⑤ 仮設施設が不足した場合、災害発生時より仮設事務所として仮設事務所を確保していますか？
	保 5-⑥ 災害発生時に「契約更新の特別対応」について、社員に対する教育と確認で周知徹底していますか？
	保 5-⑦ 仮設施設に「契約更新の特別対応」について、社員に対する教育と確認で周知徹底していますか？
	保 5-⑧ 仮設施設に「契約更新の特別対応」について、社員に対する教育と確認で周知徹底していますか？
	保 5-⑨ 仮設施設に「契約更新の特別対応」について、社員に対する教育と確認で周知徹底していますか？
	保 5-⑩ 仮設施設に「契約更新の特別対応」について、社員に対する教育と確認で周知徹底していますか？

6. チェックシート解説(30項目)

A：社員対策

1-① 従業員全員の自宅や携帯電話等の緊急連絡先リストを用意していますか？

→常に従業員全員と連絡が取れる体制が必要です。

【チェック項目】

□ 緊急連絡網が作成されている

1-②

従業員や家族の安否確認が報告・共有されるルールができていますか？(メール・LINE・メッジャー・安否確認システムなど)

→緊急事態には従業員から報告が上がってくる体制づくりが効果的です。また、連絡手段は電話だけではなく、LINE等のSNSを活用した複数手段を持っておくと更に効果的です。

【チェック項目】

□ 緊急時は従業員から安否確認の報告があがってくるルールになっている
□ 平常時に安否確認報告の訓練を行っている
□ LINE等の電話以外の連絡手段も把握している

1-③

災害発生時に避難する方法や場所、出社に関する判断基準(要員・ルート)を定めていますか？

→災害発生に備えて、予め避難場所や出社判断基準を策定することが重要です。

【チェック項目】

□ 従業員全員の避難場所を把握している
□ 事務所が被災する可能性がある場合、避難場所を従業員全員が理解している
□ 災害時に出勤する従業員等を予め決めていく

1-④

災害発生初動時の社員用として必要な飲料水や非常食以外の生活用品(携帯ラジオ、毛布など)を用意し、定期的なメンテナンスをしていますか？

→非常食や水等の備付け、メンテナンスを行う必要があります。

【チェック項目】

□ 備蓄品リストを備付けている
□ 備蓄品リストのメンテナンスを定期的に行っている

1-⑤

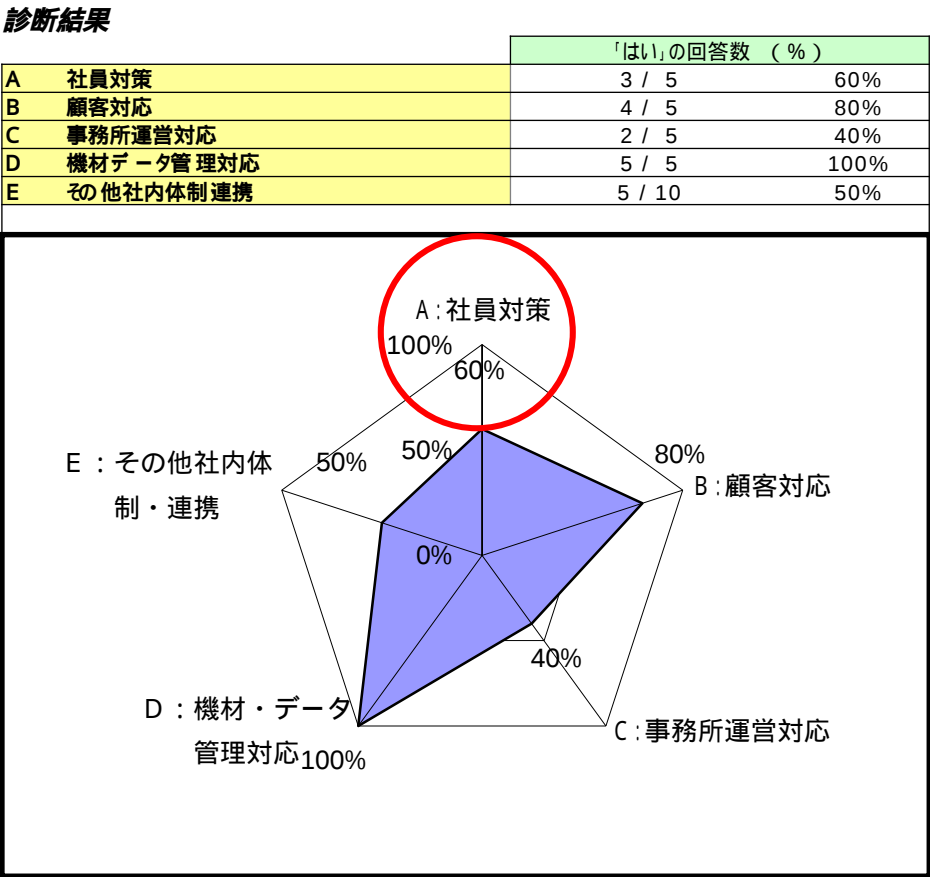
災害時における「契約更新の特別対応」について、社員に対する教育と確認で周知徹底していますか？

→「特別措置」の取組をした場合における契約手続や払込の猶予、自動車保険に関する措置、取明や債取証の記載の事務処理等について予め理解しておくことが必要です。

【チェック項目】

□ 特別措置の対応について従業員全員が理解している
□ 緊急時に特別措置の対応がすぐ取り出せる状態にある

確認事項		
A 社員対策	人	1- 従業員全員の自宅や携帯電話等の緊急連絡先リストを用意していますか
	人	1- 従業員や家族の安否確認が報告・共有されるルールができていますか（メール・LINE・メッセージ・direct・安否確認システムなど）
	人	1- 災害発生時に避難する方法や場所、出社に関する判断基準（要員・ルート）を定めていますか
	人	1- 災害発生初動時の社員用として必要な飲料水や非常食以外の生活用品（携帯ラジオ、毛布など）を用意し、定期的なメンテナンスをしていますか
	人	1- 災害時における「契約更改の特別対応」について、社員に対する教育と確認で周知徹底していますか
B 顧客対応	情	2- 被災や停電で、事務所に設置のPCが使用できない場合の顧客対応（更改・事故）代替手段はありますか
	情	2- PCが使用できない場合でも顧客の連絡先を確認出来る方法（リスト化等）はありますか
	物	2- 社有車が被災し使用できない場合の、代替手段（自転車など）はありますか
	防	2- 契約の満期切れ、現金による集金遅れ防止のための早期更改とキャッシュレス化はできていますか
	情	2- 被災顧客から早期コンタクト（事故受け付け・相談）のためのHPの充実や複数通信手段はありますか
C 事務所運営対応	物	3- 事務所の耐震構造や風水害に耐えうる構造であることを確認していますか
	物	3- ハザードマップで事務所周辺の地震・水害・津波・土砂崩れなどのリスクを把握していますか
	物	3- 事務所内の棚・キャビネット・デスクトップ型PCなどの転倒防止のための対応をしていますか
	物	3- 事務所が使用できない場合の代替事務所を選定し、一定期間（1カ月以上）借り手ができますか 被災程度が大きい場合
	金	3- 1ヶ月程度の事業運転資金に相当する自己資金（現預金）を確保していますか または緊急時の融資について確認・検討していますか
D 使用機械保守とデータ管理対応	情	4- 代理店事業活動に利用している重要な情報（電子データや書類など）はバックアップをとっていますか
	情	4- 上記（4- ）のバックアップは、耐火金庫や他の場所（電子データはクラウド上等）に保管していますか 個人情報・個人データに関するものは自社管理規定に準拠する。
	情	4- 代理店事業に利用しているパソコン・プリンター等が使用不能となった際に、代替機材の早期調達についての外部連携はありますか
	物	4- 災害発生時ににおいてライフライン停止時の対応手段を準備していますか（自家発電機・バテリ・電気自動車など）
	情	4- 災害発生時に連絡する行政機関・商工会議所など公共機関等の連絡先リストを作成していますか
E その他社内体制・関係機関との関係	防	5- 災害発生時（非常時）における店主を中心とした対策本部の立ち上げなどの緊急時体制はできていますか
	防	5- 自社及び地域の被害状況に対する把握と被害情報について保険会社・県代協など関係諸団体・主要顧客と共有できる体制ができていますか
	防	5- 災害発生時に店主や経営者が出社できない場合に、代理で指揮を執る体制を定めていますか
	防	5- 災害発生時に事務所が直接的な被災を受けた場合を想定し、保険会社や主要取引先への連絡等、短期間、必要最低限の対応ができる場所を確保していますか（経営者・幹部役員の自宅など） 被災程度が小や災害対策本部立ち上げの初期動作としての短期間を想定
	防	5- 災害発生時に会社の事業活動に及ぼす影響（契約不能期間などによる手数料減や解約失入れ）など収益リスクを検討していますか
	防	5- 被災により、長期間にわたる業務・サービス中断に備え、予め保険会社との連携内容を検討していますか
	防	5- 被災時に代理店事業の継続ができなくなり、契約更改や事故サービス等が中断した場合、個人顧客や法人取引先等との関係から「許容される中断期間」を認識していますか
	防	5- システム中断（見積り・計上事務など）に備えた代替措置を保険会社と検討していますか 広域大規模災害で保険会社インフラも影響を想定
	防	5- 主要顧客に対して地震や洪水等の想定被害の情報をホームページやハザードマップ等で把握・提供していますか
	防	5- 店主または責任者が災害発生時を想定した訓練（防災、避難等）と対策会議を各年1回以上実施していますか（防災PDCA）



緊急度と重要度が高い項目の共有と
経営者層と社員間での意識差を確認

確認➡ 自社の状況をチェックシートにはい・いいえ
で回答して下さい(全30問)

課題：社員対策

はい・いいえ

A:社員対策	人	1-①	従業員全員の自宅や携帯電話等の緊急連絡先リストを用意していますか？	☐	☒
	人	1-②	従業員や家族の安否確認が報告・共有されるルールができていますか？(メール・LINE・メッセージ・安否確認システムなど)	☒	☐
	人	1-③	災害発生時に避難する方法や場所、出社に関する判断基準(要員・ルート)を定めていますか？	☐	☒
	人	1-④	災害発生初動時の社員用として必要な飲料水や非常食以外の生活用品(携帯ラジオ、毛布など)を用意し、定期的なメンテナンスをしていますか？	☐	☒
	人	1-⑤	災害時における「契約更新の特別対応」について、社員に対する教育と確認で周知徹底していますか？	☐	☒

1 - ③

災害発生時に避難する方法や場所、出社に関する判断基準(要員・ルート)を定めていますか？

→災害発生に備えて、予め避難場所や出社判断基準を策定することが重要です。

【チェック項目】

- ☐ 従業員全員の避難場所を把握している
- ☐ 事務所が被災する可能性がある場合、避難場所を従業員全員が理解している
- ☐ 災害時に出社する従業員等を予め決めている

全てのチェックでハイ

Chapter 3

事業継続力強化計画認定申請

大阪府の令和3年1月現在の認定企業数は？

2,239社/25,627社（全国計）

保険代理店の認定数は？

推定 社（企業名から推測）

（参考）代協会員向け中企庁アンケート
21%が認定済み(回答数1042社)

BCPの策定ができればチャレンジ！「事業継続力強化計画認定申請」制度

「中小企業の事業活動の継続に資するための中小企業等経営強化法等の一部を改正する法律」

（通称：中小企業強靱化法）が2019年7月16日に施行され、事業継続力強化計画認定制度が制定されました。

BCPを策定することにより、認定制度の基準も満たすことを目指しています。（認定取得企業は税制・融資・補助金などの支援措置がある等、中小企業に大きなメリットがある制度となっています。） **保険代理店も対象企業です**

事業継続力の獲得（目指す姿）

自然災害等の脅威発生時の甚大被害発生確率減少
被害発生時の迅速な対応行動の実現
甚大被害発生時にも復旧可能な財務体質や支援体制の確保
現実的な継続改善のプロセスの定着

事業継続計画(BCP)

重要業務と目標復旧時間の実現（ただし必要に応じて）
事業継続戦略（復旧・代替・お互い様など）
業務復旧・再開対応体制と再開プロセスの明確化
継続的改善プロセスの明確化と訓練計画の策定

事業継続力強化計画（認定事業）

事業継続力強化の必要性の認識
脅威と発生時の被害発生認識
必要な事前対策（防災＋事業継続、
訓練の実施を含む）の抽出と実施計画の策定
初動対応体制と行動プロセスの明確化
（人命安全確保～被害状況把握～顧客報告）

代理店

対策の実施と訓練による改善（一般企業）

防災・減災に取り組む中小企業を応援します！

事業継続力強化計画の認定制度が始まります！

メリット.1
企業名を中小企業庁HPへ公表＆認定ロゴマークの使用が可能！

メリット.2
対象の防災・減災設備が税制優遇される！

メリット.3
補助金が優先的に採択される！
(ものづくり補助金等)

メリット.4
信用保証枠の拡大、日本政策金融公庫による低利融資等の金融支援を利用できる！

認定を受けることで取引先からの信用もアップ！
連携をいただける企業や地方自治体からの支援措置も受けられます！

「中小企業強靱化対策シンポジウム」を全国で順次開催！
中小企業や、中小企業と関わり深い団体に向け、事業継続力強化に取り組むポイントや、認定制度を
ご紹介するシンポジウムを、全国を巡回で開催します！

開催日時	開催場所	主催
7月21日(月)	東京	国土交通省・中小企業庁
8月1日(水)	大阪	国土交通省・中小企業庁
8月16日(土)	福岡	国土交通省・中小企業庁
8月23日(土)	札幌	国土交通省・中小企業庁
9月1日(月)	仙台	国土交通省・中小企業庁
9月20日(土)	名古屋	国土交通省・中小企業庁
9月27日(土)	広島	国土交通省・中小企業庁

保険代理店が事業継続力強化計画認定申請するメリット

「実効性のある具体的なプラン」を認定します！ ポイントは「自社の事業の特長を踏まえた防災・減災計画」

●「事業継続力強化計画」認定制度とは…

中小企業が行う防災・減災の事前対策に関する計画を経済産業大臣が認定する制度です。認定を受けた中小企業は、税制優遇や補助金の加算などの支援策が活用いただけます。

●「事業継続力強化計画」の認定に記載が必要な事項

ハザードマップ等を活用した
自然災害リスクの確認結果

安否確認や避難の実施方法など、
発災時の初動対応手順

人員確保、建物・設備の保護、資金
繰り対策、情報保護にあたって
取組を進める具体的な対策

訓練の実施や計画の見直しなど、
事業継続力強化の実効性確保の
取組

●こんな取組を社内で推進しましょう！

目的の明確化

- ・いざというときに慌てないよう、被災時に何を目標とするのかあらかじめ想定

リスク認識、被害想定

- ・ハザードマップを確認し、リスクを確認
- ・想定による事業への影響を想定

発災時の初動対応手順

- ・人命の安全確保（従業員の避難、安否確認）
- ・非常時の緊急体制の構築
- ・取引先や関係団体への被害状況の共有方法等の確認

取引先・他社との協力体制

- ・経営トップによる推進
- ・災害時の社内体制の構築

実効性の担保

- ・年に1回以上、計画の実効性を確認する訓練を実施
- ・自らの経営環境の変化に応じた計画の見直し

具体的な事前対策

① 人員確保

- ・従業員の業務内容・作業手順等のマニュアル化
- ・他社との連携による非常時の従業員の相互応援態勢の構築

② 建物・設備の保護

- ・地震に備えた機器の固定
- ・配電盤等の重要設備の高所設置
- ・停電に備えた自家発電設備の導入

③ 資金繰り対策

- ・被災をした際に、融資を受けることができる窓口を確認
- ・水害や地震などの災害に対応をした損害保険や共済に加入
- ・休業時に利益補償をする保険に加入
- ・建物や機械設備だけでなく、在庫や中間財などを対象とする保険・共済に加入

④ 情報保護

- ・契約書や顧客情報など、重要な情報を複製化
- ・クラウドサーバーを活用した情報の保管

⑤ 取引先・他社との協力体制

- ・地域の企業との非常時応援態勢の整備
- ・取引先や、同業者組合等での連携

●あなたの会社の事業継続力の取り組み状況をチェック！

- ☐ 1 災害が発生した際にも、現在の事業を続けたい
- ☐ 2 事業所が立地する場所のハザードマップを見たことがある
- ☐ 3 災害による事業への被害を考えたことがある
- ☐ 4 役員や従業員の緊急連絡先を登録している
- ☐ 5 災害発生時の避難経路や避難場所を社員全員が把握している
- ☐ 6 緊急時の設備や機材の停止手順を定めている
- ☐ 7 災害発生後に連絡する関係者（取引先、金融機関等）を整理している
- ☐ 8 被災後の資金繰りに備えて、損害保険・共済への加入や、緊急時の融資受取の活用などを検討している

- ☐ 9 被災時の人員確保について、他社との連携などを検討している
- ☐ 10 地震や水災に対して、機器的な対応を検討している
- ☐ 11 顧客情報や帳簿等、重要情報についてバックアップを作成している
- ☐ 12 年に1回、災害に備えた訓練を実施し、積極的に取り組んでいる
- ☐ 13 経営陣が事業継続に向けた取組にコミットし、積極的に取り組んでいる
- ☐ 14 雇用保険に加入している
- ☐ 15 加入している損害保険や共済について、対応する災害の種類や補償対象となる資産の範囲、休業に対する補償などを把握している

【ポイント1】

申請する企業が発災後の資金調達方法について確認・記載する項目があります。

- ☐ 15 加入している損害保険や共済について、対応する災害の種類や補償対象となる資産の範囲、休業に対する補償などを把握している

【ポイント2】

保険会社から無料で提供されている「ハザードマップ」を提供することができます。

事業継続力強化計画認定申請制度は、頻発する大型自然災害に対して、中小企業・小規模事業者のBCP策定が進まないことが創設の背景にあります。
認定申請のスタートは、企業の立地環境に対するハザードリスクの確認です。

【ポイント3】

代理店も申請対象企業であり、各種優遇措置が得られることもありますが、自社が早期に認定申請した経験を活用して、取引先企業へのアドバイスを行うことが重要です。
できます。



代理店の名刺・会社案内・ホームページなどの媒体に認定マークを掲示することができます。

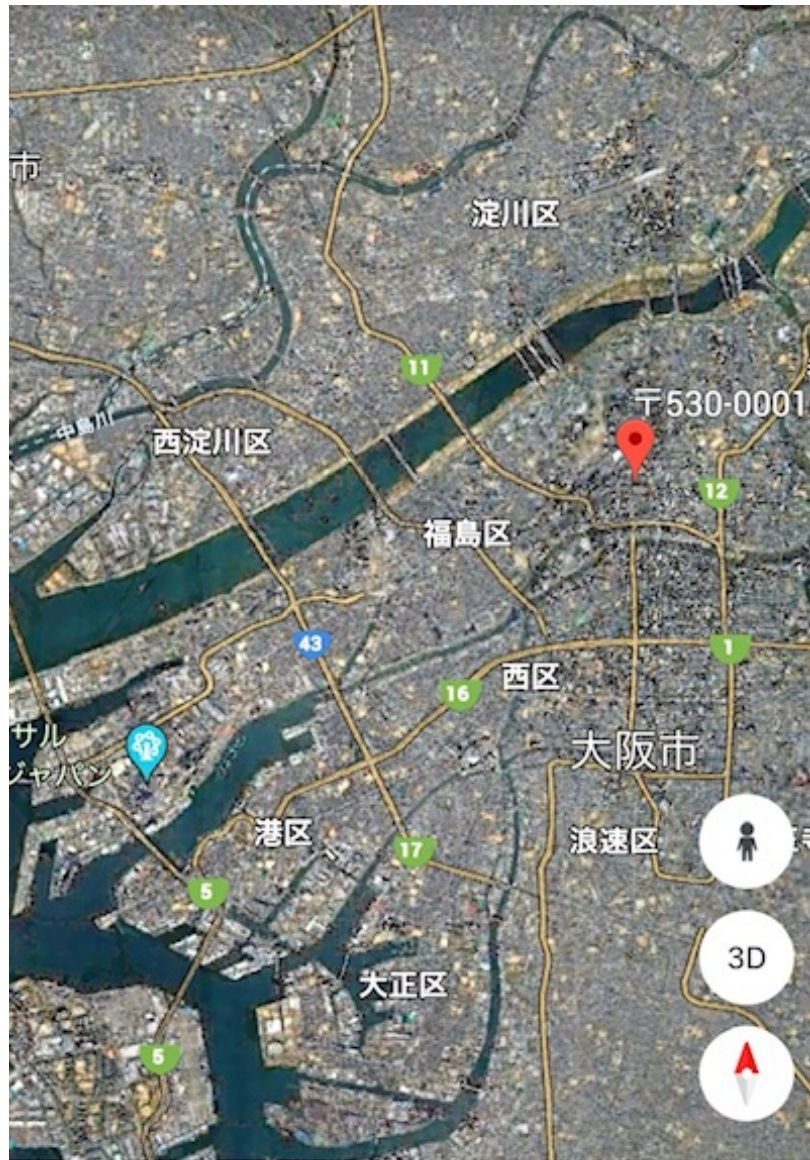
参考資料

誰でも活用できるハザードマップ

大阪代協事務局所在地

大阪市北区梅田 1 - 2 - 2 - 1400 14階

【参考】Google Earthで上空からの地形等を確認

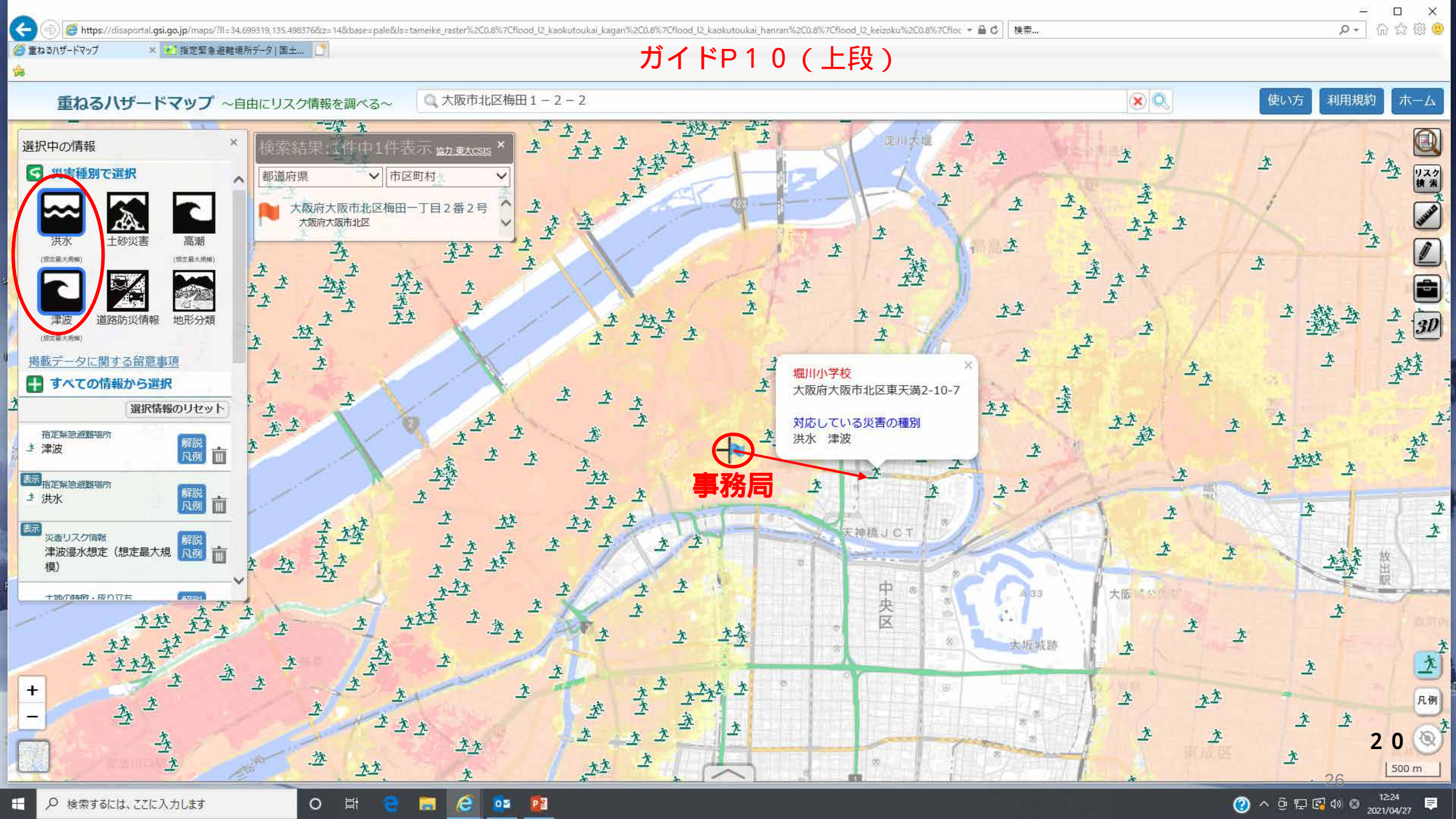


× 〒530-0001 大阪府大阪市北区梅田1丁目2-2
建築物

Q:事務局の浸水洪水想定は？

		0.3m未満
		0.3～0.5m
		0.5～1.0m
		1.0～3.0m
		3.0～5.0m
		5.0～10.0m
		10.0～20.0m
		20.0m以上

ガイドP10 (上段)



あなたの地域の防災を診断してみませんか？

地域防災Web



どの災害の危険性が高いのだろう？



知る



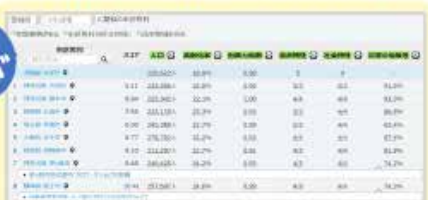
災害の危険性の確率は？



災害はどこで起こるのだろう？



これまでどういふ災害が起こった？

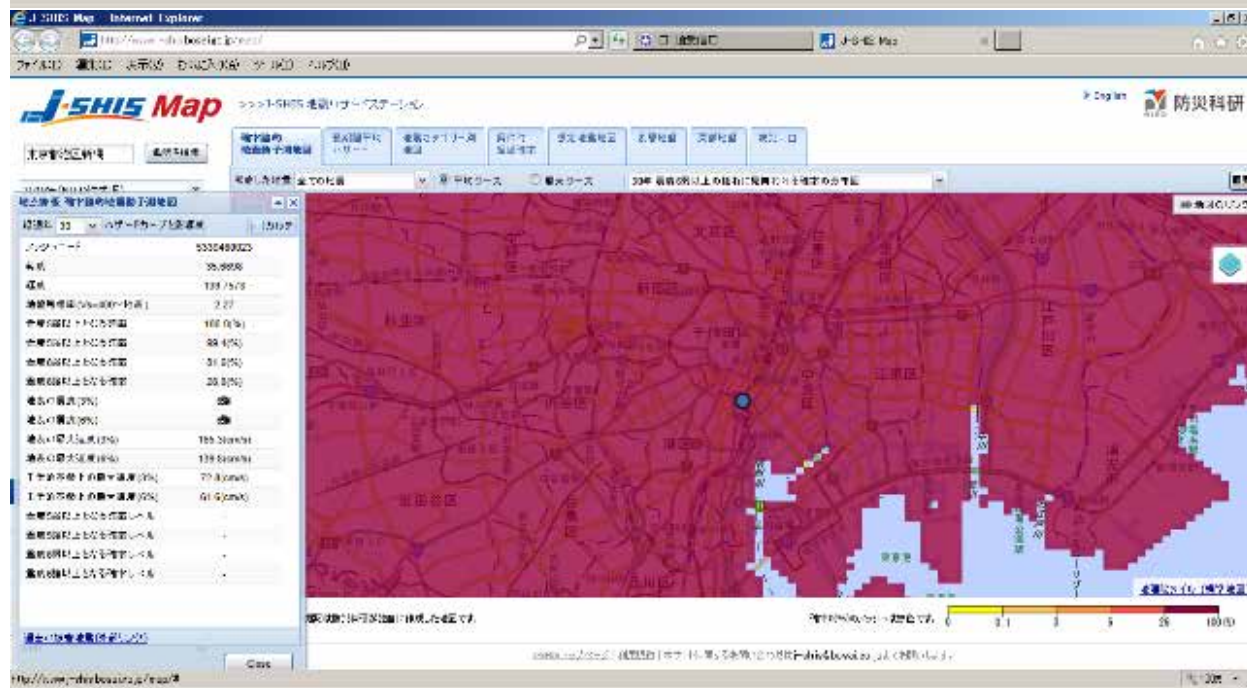
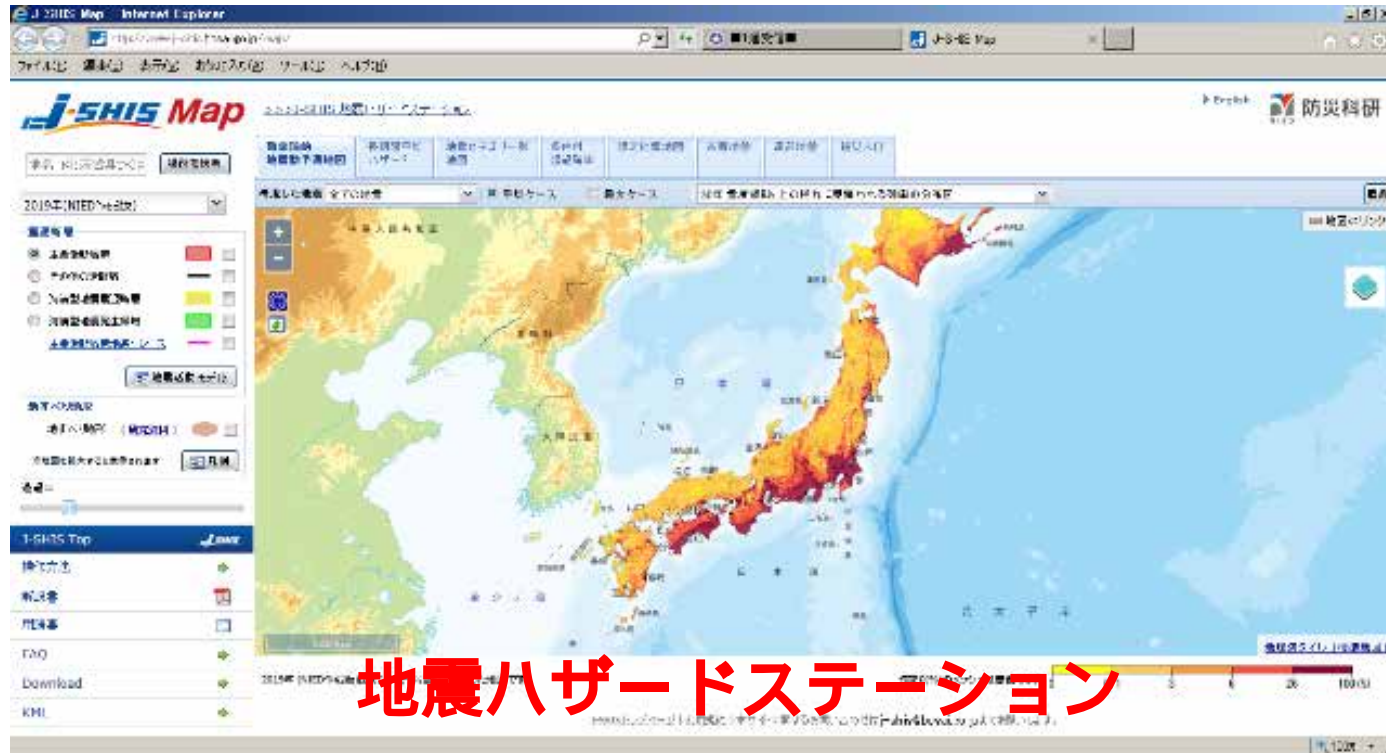


似た街の防災対策は？

アクセスしてみよう！ <https://chiiki-bosai.jp/>



地域防災Web 検索



ハザードマップと 一緒に読む本

SONPO

ハザードマップは
まちの
レイトゲン写真



一般社団法人
日本損害保険協会

地域貢献目標線

誰がどのように
繋げるのか

地域の安心と安全の
ための具体的な活動の
ヒントがここに！

SDGs目標11との
関係からも考える！

国土交通省

Ministry of Land, Infrastructure, Transport and Tourism

いのちとくらしをまもる
防災減災

Press Release

令和2年7月17日
不動産・建設経済局不動産課

**不動産取引時において、水害ハザードマップにおける対象物件の所在地の説明を義務化
～宅地建物取引業法施行規則の一部を改正する命令の公布等について～**

不動産取引時において、水害ハザードマップにおける対象物件の所在地を事前に説明することを義務づけることとする宅地建物取引業法施行規則の一部を改正する命令が本日公布されました。

1. 背景

近年、大規模水災害の頻発により甚大な被害が生じており、不動産取引時においても、水害リスクに係る情報が契約締結の意思決定を行う上で重要な要素となっているところです。そのため、宅地建物取引業者が不動産取引時に、ハザードマップを提示し、取引の対象となる物件の位置等について情報提供を行う、昨年7月に不動産関連団体を通じて協力を依頼してきたところですが、今般、重要事項説明の対象項目として追加し、不動産取引時にハザードマップにおける取引対象物件の所在地について説明することを義務化することといたしました。

2. 改正の概要

①宅地建物取引業法施行規則について

宅地建物取引業法（昭和27年法律第176号）においては、宅地又は建物の購入者等に不測の損害が生じることを防止するため、宅地建物取引業者に対し、重要事項説明として、契約を締結するかどうかの判断に多大な影響を及ぼす重要な事項について、購入者等に対して事前に説明することを義務づけていますが、今般、重要事項説明の対象項目として、水防法（昭和24年法律193号）の規定に基づき作成された水害ハザードマップにおける対象物件の所在地を追加します。

②宅地建物取引業法の解釈・運用の考え方（ガイドライン）について

- 上記①の改正に合わせ、具体的な説明方法等を明確化するために、以下の内容等を追加します。
- ・水防法に基づき作成された水害（洪水・雨水出水・高潮）ハザードマップを提示し、対象物件の概ねの位置を示すこと
 - ・市町村が配布する印刷物又は市町村のホームページに掲載されているものを印刷したものであって、入手可能な最新のものを使うこと
 - ・ハザードマップ上に記載された避難所について、併せてその位置を示すことが望ましいこと
 - ・対象物件が浸水想定区域に該当しないことをもって、水害リスクがないと相手方が認識することのないよう配慮すること

3. スケジュール

公布日：令和2年7月17日（金）

施行日：令和2年8月28日（金）

【問い合わせ先】

国土交通省不動産・建設経済局不動産課 佐藤、古谷、木橋
代表電話：03-5253-8111（内線 25121、25122、25135） FAX：03-5253-1557

2021年はハザードマップがキーワード！？

日経新聞(2020年8月4日朝刊1面) 記事概要は以下の通り。

1. 損害保険大手が企業向けの保険で水害リスクに応じた地域別料金を導入する。
2. 浸水リスクの高低で保険料を変動させる。
3. 導入時期は2021年1月から。
4. 適用内容は各保険会社ごとに違いがあるが東京海上はマイナス2%からプラス10%の範囲で3段階のイメージ。
5. ハザードマップは水害の多発を受けて「100年に一度」の基準から「1,000年に一度」の大雨を想定して作成するように厳格化。
河川計画想定被害から最大想定被害への転換

この記事を見て、皆さんはどのような活動しますか？

保険料、ハザードマップ連動

損保大手 企業の浸水リスクに応じ

損害保険大手が企業向け

の保険で水害リスクに

応じた地域別料金を導入

する。自治体のハザード

マップ(3面きょうのこ

とば)に連動して保険料

を変え、浸水リスクが低

い場所への立地を減ら

すことで保険金の支払い

を抑える狙いがある。

豪雨による洪水や土砂

崩れなどの補償は一般的

に火災保険とセットで付

ける。大手は21年1月か

ら場所での保険料を定める

仕組を始める。東京海

上日動火災保険は水害を

補償する保険料をハザ

ードマップの洪水データと

連動させる。河川氾濫に

よる浸水の深さを保険料

率を3段階に分ける。

ハザードマップと組み合

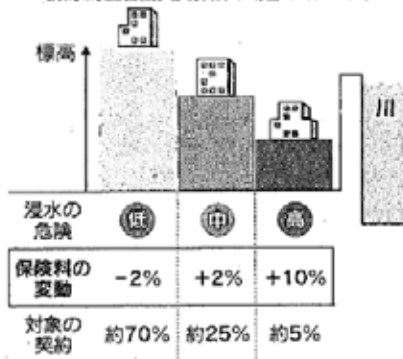
わせ保険料率を計算す

る。昨年末から代理店が

の多発を受け「千年に

一度程度」の大雨を想定し

浸水リスクで保険料を変える
(東京海上日動火災保険の場合のイメージ)



2021年度上期にBCP策定は完了！

そして、法人顧客
のBCPサポートへ！

初めてでも大丈夫！
みんなでつくる
代理店BCP

